

# 文教大学越谷図書館における学外開放

藤倉 恵一

抄録：文教大学越谷図書館は1981年10月の新図書館開館を機に、学外者に図書館を開放している。当時は画期的・先進的なことであったが、20年以上が経過して大学図書館の学外開放が一般的になったいま、あらためてサービス展開の経緯と現状、意義と課題についてまとめる。また、同図書館内で運営されている小学校中学年以下の子どもを対象にした児童文庫「あいのみ文庫」も開設以来盛況を保っているが、これについてもあわせて紹介する。

キーワード：文教大学越谷図書館、あいのみ文庫、学外利用者、地域開放、市民利用、児童文庫

## 1. はじめに

文教大学越谷図書館は1981年10月に現在の建物が竣工したことを契機に、学外者にも図書館を広く開放してきた。当時としては大学図書館の地域開放は現在ほど一般的でなく、また通常の施設・資料の提供だけでなく児童文庫の設置提供というサービスも含んでいることから、全国的にも相当珍しい事例であったといわれている。

以来四半世紀が経過しようとしているが、ここ数年、大学による「地域との連携」の見直しや国立・公立大学における法人化（と情報公開法との関わり）の流れの中で、国公私をとわず多くの大学図書館で地域開放が実施・検討されてきている<sup>1)</sup>。

当館の学外開放の経緯、概要、実態、そこから見えてくる「大学図書館の地域開放のありよう」については提供開始から今日に至るまで歴代の職員によって論文・記事・報告等がいくつか示されているが、本稿ではそれらを振り返り、当館が実践してきたこと、また経験してきたことについてまとめてみたいと思う。

## 2. 文教大学越谷図書館の概要

文教大学越谷図書館は、埼玉県越谷市に位置する私立大学図書館である。文教大学は学校法人文教大学学園（1927年創立）が設置する大学であり、教育学部・人間科学部・文学部は越谷校舎に、情報学部・国際学部および短期大学部は神奈川県茅ヶ崎市の湘南校舎にそれぞれ置いている（学園の法人事務局は東京都品川区の旗の台校舎にある）。

対外的には越谷図書館が文教大学附属図書館を、湘南図書館が文教大学女子短期大学部附属図書館をそれぞれ代表すると「文教大学及び文教大学女子短期大学部附属図書館規程」において定められているが、実態としては本館・分館という区別もなく、越谷図書館と湘南図書館はそれぞれが独立した館と

して運用されている。

越谷図書館は研究室等の共用施設を持たない独立館で、地上2階・地下2階の4層（延床面積4,546m<sup>2</sup>）からなる。所蔵資料は355,939点（うち図書館開架217,706点）。利用対象となる学生数は5,118名、年間館外貸出総数は107,096点（うち学生88,053点）と、規模に比して非常に多く利用されているという特徴がある（数字はいずれも日本図書館協会・2005年度図書館調査への回答に基づく）。

職員は館長1名（教員兼務）、専任職員12名（館長補佐1名、業務主管2名、司書9名）、非常勤職員8名で運用されている（ほか、閲覧業務委託・夜間学生アルバイト数名）。

## 3. 学外開放のはじまり

文教大学の前身である立正女子大学（当時は家政学部の単科女子大学）は1966年（昭和41年）、越谷に開学した。後の1968年に開館した図書館は、キャンパス北側の図書館棟（研究室との複合施設）においてサービスをしてきた。

1976年、立正女子大学は文教大学と名称変更（翌年男女共学となる）、翌1977年、学園創立50周年記念事業として図書館の新築が決定された。

このとき新図書館の建築場所となったのはかつて学寮と球技場が置かれていた土地であり、キャンパス西側から6mの公道を挟んだ場所である（図1）。これはキャンパス敷地が狭隘で新館を建築するだけの用地が確保できなかったことによるものであるが、この土地は第1種住宅専用地域に指定されており、近隣居住者の承諾によってはじめて建築が現実となるものであった。このとき、近隣住民への「見返り」の一環として図書館の開放が検討されたのがいわば直接的なきっかけである<sup>2)</sup>。

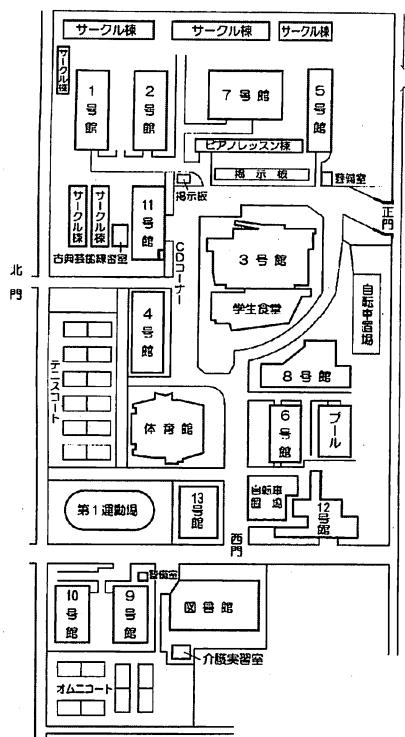


図1 文教大学越谷校舎配置図(略図)

図書館はキャンパス西門の外(図の下方)に位置する。旧館は11号館北側(この図では「サークル棟」の位置)にあった。

もうひとつ、文教大学越谷図書館の学外開放を論じる上で特徴的なこととしては、近隣の子どもたちを対象に週1回開催される「あいのみ文庫(藍の実文庫)」の存在がある。

新館開館にともなう地域住民への開放の検討過程で、児童文学研究者であり童話作家でもあった人間科学部の後藤楯根教授(当時)から児童文学に関する蔵書寄託の申し出と、学生たちの児童文化運動・実践活動の場の提供、地域の子どもたちへの開放という提案がなされたというのが、子ども文庫を開設することになったきっかけである。

新館建築計画と並行して館員会議を中心に近隣住民への開放と子ども文庫の設置について議論され、図書館建設委員会、理事者や大学事務局への働きかけなどを行ったが、他大学にほとんど実施例がなかった<sup>3)</sup>ことから、検討は予測に基づく範囲にとどまり、「実施していく中で考えていく」というところからのスタートとなった。

#### 4. 学外開放にあたっての姿勢と経過

地域住民と近隣の子どもたちへの開放の直接的な動機については前項で述べたとおりだが、それに先立って当時の文教大学図書館では新館の建築に際して「市民への公開」が館員の間で議論されていた。

ここでいう「市民」とは狭い意味(越谷市民)ではなく、「一般市民」を意味する語である。これは本学の学部構成(教育学部、人間科学部および当時越谷校舎にあった情報学部)とその教育内容が地域社会と関連を持っていたことによる。特に教育学部・人間科学部は教員の社会的活動という点で越谷市との関係は深かった。そういった意味で、大学全体として「地域開放」という考え方に違和感がなかったという背景もまた追い風となった。

とはいえ、「市民のための図書館」ではないからその一般的な読書要求が蔵書構成や収集方針に反映されることはない。大学図書館として本学の専門領域に属する分野の資料を提供する、ということを明確に定めていた。つまり学外への開放によって館の目的・機能・運営方針が変わるということはありませんでした。

学外開放の基本方針としては、まず成人の学外者に対しては原則として学生とほぼ同様のサービスを提供するということがある。1982年4月1日より施行された「文教大学図書館市民利用細則」第3条では利用対象者として(1)埼玉県内の学校、社会教育、社会福祉および行政機関に勤務する者、(2)前号のほか、満20才以上の市民で調査・研究を目的とする者<sup>4)</sup>と定義している(「才」は「市民利用細則」等当時の規程類原文ママ、以下同じ)。

年齢による条件を設けたのは受験生による座席占有(いわゆる「席借り」)に歯止めをかけるためである。いっぽう利用規則に明文でこそされていないが、20歳未満であっても専門学校以上の高等教育機関に在学している者(ほとんどは他大学生)の利用についてはかなり早い時期から実施されていたようである。実際の運用および2001年4月より施行された「文教大学越谷図書館学外者等利用規程」では、(1)満20歳以上であること又は専門学校以上の高等教育機関に在籍していること、(2)調査又は研究を目的としていること、としている。

学生に提供しているサービスとの相違点は、長期休暇中の長期貸出ができないこと、学生が頻繁に使用する一部資料の貸出ができないという点であり、一般的な貸出条件(期間・点数)はほぼ学生と同じである。この方針は現在もほとんど変わっていない。なお、先述したように開放の検討段階(新館建築以前)から、大学図書館を開放する対象は「地域(住民)」ではなく「(一般)市民」であった。そのため、当館では「地域開放」ではなく「市民開放」「学外開放」という語を用いている。近年では市民という語も「越谷市民」と混同される可能性があるため、

一般的には「学外開放」で統一している。

子ども文庫（あいのみ文庫）については小学校低学年以下（10歳以下）を対象者とし、週1回サービスを提供することとなった。もちろん大学生などが常時出入りする正面出入口とは別に出入口をつくるよう配慮し、図書館の設計段階から地下1階に「児童室」という部屋を設けた（図2）。

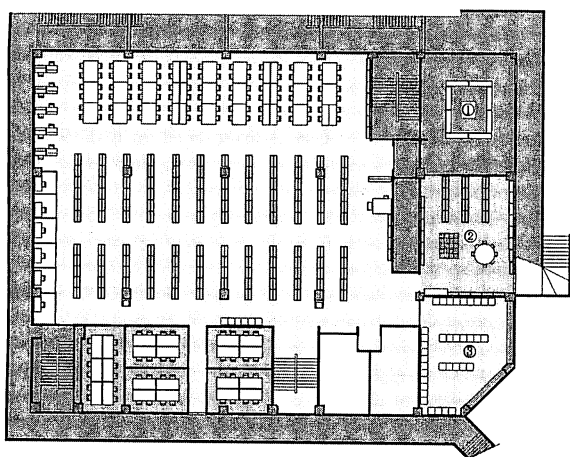


図2 文教大学越谷図書館地下1階平面図

図中の②が児童室である（約80㎡、写真1）。地下1階はドライエリアに囲まれているが、平面図では右側にあたる部分の階段が地上に通じており、子どもたちはここから直接図書館内（児童室内）に入ることになる。図中③はブラウジングルームだが、1階のこの部屋の真上にあたる場所が一般利用者の出入口になっている。なお、①は会議室であり、一般的な会議のほかあいのみ文庫の運営にも使われるため、この部屋も独立した出入口を持っている。

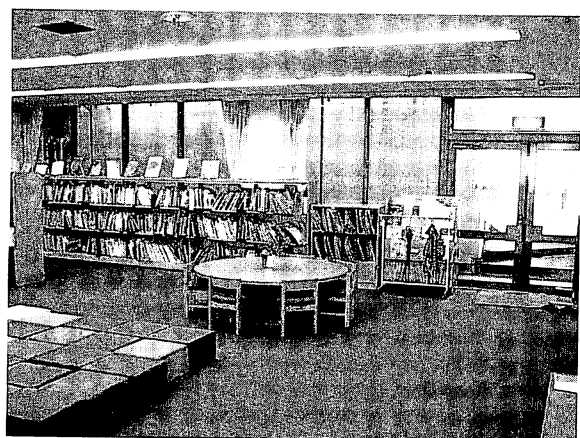


写真1 児童室

写真右の扉は文庫開庫時に子ども用出入口となる。

その運用形態は公共図書館における児童奉仕活動のような「場所に付帯する場所」というよりも地域

文庫（家庭文庫）的な「機能とそれを果たすための場所」を志向しており、越谷市の家庭文庫との協力連携が企図されていた（1982年11月、図書館会議室において開催された児童文学者アン・ヘリング氏の講演会に始まる「越谷市地域家庭文庫連絡会」が発足した）。

利用対象者は「文教大学図書館あいのみ（藍の実）文庫規則」において（1）満3才から10才（小学4年生）までの児童、（2）その他、運営協議会で利用を認めた者、と定められた。利用できる図書の範囲は児童室に置かれた「文庫の図書」に限定され、3冊1週間という貸出条件であり、開庫は週1回木曜日の午後1時から4時までとなっていた。

現在はあいのみ文庫に関する規則は先述の「文教大学越谷図書館学外者等利用規程」に包括され、利用対象者の具体的な年齢制限はなくなり（越谷市在住の小学生以下または館長が特別に認めた者）、貸出冊数は5冊1週間、開庫時間は「大学の授業及び試験期間中の木曜日の午後2時から5時まで」とそれぞれ条件が改正されている。

担当者は、初年度は1名の担当者（参考係と兼務）と奉仕係から交替で1名、計2名で対応していたが、2年目には館内で委員会が組織された。しかし、やがて本来業務に追われ、家庭文庫的機能の維持は徐々に困難な状況に陥っていった。1987年5月頃から地域の母親たちの積極的な協力の申し出を受け、ボランティア4名（当時）の手による運営に変わっていった。1992年からは図書館の非常勤職員1名も文庫運営に参加し現在に至っている（2005年現在は6名で運営）。文庫活動は年間35回前後の通常の貸出・返却に加え、毎月2回のお話会、年3回のお楽しみ会といったイベントを開催し、多くの子どもたちを集めている。

あいのみ文庫の活発な活動については早くから高い評価を得ており、1989年には越谷市から感謝状を、また2003年には越谷市教育委員会から越谷市教育功労者表彰をそれぞれ受けた。文庫開設20周年にあたっては「越谷市しらこぼと基金」の助成を受け、記念誌の刊行、記念行事などが行われたほか、特に文庫運営に尽力された3名のボランティアに対し、文教大学学長より表彰を行った。

文庫に置かれる図書は当初後藤楯根教授の蔵書寄託（のちに寄贈）をもとに構成されていたが、越谷市から毎年図書現物の補助を受けており、越谷市内最大規模の文庫となっている。

## 5. 一般学外者の利用状況

あいのみ文庫利用者以外の成人の学外利用者（以

下「一般学外者」という)の登録については先述したとおり、20歳を過ぎているか高等教育機関に在籍していること、という点が基準となっており、近隣地域在住者という制約はない。2004年度までは一般学外者も卒業生・退職教職員についても特に区別をしておらず、利用条件は均一であった(2005年度から「校友」という利用者区分を設け、ILLの利用など一部条件において優遇するようになった)。なお、本稿の執筆段階では校友とそれ以外の学外者を区別することが困難であるため、「一般学外者」という語は成人の学外利用者すべてに対して(あいのみ文庫利用者と区別するため)用いることとする。

表1は、新館開館以降の利用者属性ごとの貸出件数推移である。

表1 利用者属性別貸出件数(1981~2004年度)

年度	貸出総数	一般学外者	学生※	教職員
1981	25,834	146	24,871 ( 6.7)	817
1982	39,973	2,887	25,197 ( 6.9)	1,389
1983	44,685	1,788	28,719 ( 7.8)	1,478
1984	37,980	1,255	26,192 ( 7.7)	1,333
1985	39,809	1,158	29,748 ( 9.5)	1,403
1986	42,060	840	32,658 (10.6)	1,284
1987	47,929	1,337	37,265 (11.9)	1,743
1988	42,539	1,296	33,828 (10.2)	1,759
1989	41,754	1,178	33,629 ( 9.7)	1,488
1990	39,148	1,218	31,708 ( 8.9)	1,373
1991	37,768	1,717	30,613 ( 8.4)	1,707
1992	40,128	2,362	33,228 ( 8.8)	1,804
1993	51,964	2,735	43,411 (11.4)	1,991
1994	61,347	2,650	53,050 (13.9)	2,166
1995	63,261	2,986	54,806 (14.6)	2,205
1996	64,076	3,690	53,752 (13.7)	2,586
1997	71,272	4,885	58,103 (14.1)	3,026
1998	71,491	5,436	58,727 (13.7)	3,033
1999	81,535	6,831	65,318 (14.7)	3,291
2000	84,949	7,695	68,538 (15.1)	3,413
2001	85,248	8,016	67,881 (14.9)	3,825
2002	87,348	7,365	69,980 (13.4)	3,919
2003	100,686	8,225	81,959 (16.8)	3,631
2004	107,449	7,964	88,053 (17.2)	4,347

※「学生」は学部学生、大学院生等、聴講生等の非正規学生をすべて含んだ値である。括弧内は学生1人あたりの貸出数。

表中で特徴的な箇所としては、まず1982年度が挙げられる。これは開館直後で、「物珍しさ」があったの件数であると思われ、実際1986年度までずっと下降線をたどっている。これは新館開館時からある程度予想されていたことであり<sup>5)</sup>、1983年時点で減少傾向と、その後の数年における利用者の固定と利用の本格化など、およそ見込みどおりの成果を挙げていたと思われる。その予想を裏付けるようにその後1990年度までの5年間は件数に大きな変動は見られず安定していたが、1991年度から伸びはじめ、2001年度には8,000件を突破した。このとき、貸出総数に占める一般学外者貸出数の割合は9.4%にまで達している。以降やや減少傾向があるが、2004年度でも7.4%と依然として高い。

貸出総数自体が右肩上がりである中で、学生の貸出と同様に一般学外者の貸出数も伸びているのは、図書館の活況が一般学外者に与える影響でもあるのか、表の上からは要因を探ることができない。一般学外者への貸出がさらに増加しはじめた1996~97年度は、図書館システムの導入検討時期であったことと、館内レイアウトの変更があったこと以外に大きな要因は見られない。この後の数年間は、1998年度の人間科学部臨床心理学科、1999年度の大学院言語文化研究科、2000年度の大学院人間科学研究科博士課程と新学科・大学院の設置が相次ぎ、館内の専門資料群の整備が進んだことが、全体的な利用増の一因ということができよう。

2004年度学外者の分野別の貸出については表2にまとめた。

この表は後述するあいのみ文庫の貸出も含んでいる。児童室に置かれた図書は分類の外側で「児童書」と区分しているが、一般学外者があいのみ文庫開庫時以外に児童書を借り出すこともあるので、表2中の「児童書」すべてがあいのみ文庫での利用であるというわけではない。

表2とほぼ同じ基準によって作成された1998年度実績<sup>6)</sup>と比較すると、心理学が468点(一般書の10.2%)から902点(13.3%)に、教育学が495点(10.7%)から1,100点(16.2%)にそれぞれ大幅に増えている。これらは本学の学部・学科構成の上からも重点的に資料が整えられている領域であり、当然全体的に見ても非常に利用が多い分野である。一般学外者の利用も同様にここに集中していることから、一般学外者の当館の利用目的が本来志向する「大学図書館として本学の専門領域に属する分野の資料を提供する」という当館の方針から大きく外れていないということがうかがえよう。ほかには、歴史・地理が232点(5.0%)から658点(9.7%)に伸

表2 分野別貸出数 (2004年度)

分類	学外利用者		学生	
	貸出数	一般書中の比率	貸出数	一般書中の比率
総記	160	2.4%	1,190	1.5%
哲学・宗教	1,194	17.6%	13,905	17.8%
心理学	(902)	(13.3%)	(11,876)	(15.2%)
それ以外	(292)	(4.3%)	(2,029)	(2.6%)
歴史・地理	658	9.7%	3,280	4.2%
社会科学	2,026	29.9%	25,254	32.3%
教育学	(1,100)	(16.2%)	(10,971)	(14.0%)
それ以外	(926)	(13.7%)	(14,283)	(18.3%)
自然科学	459	6.8%	6,559	8.4%
工学・技術	68	1.0%	870	1.1%
産業	30	0.4%	618	0.8%
芸術	457	6.7%	4,411	5.6%
語学	624	9.2%	7,878	10.1%
文学	1,101	16.2%	14,172	18.1%
視聴覚資料	550		3,321	
雑誌	417		3,475	
児童書	6,913		2,850	
不明・その他	20		270	
合計	14,677		88,053	

※表中の「一般書」とは、児童書、雑誌、視聴覚資料などを除いた図書資料のことを指す。

びている。いっぽう減少したのは芸術で、605点(13.1%)から457点(6.7%)である。しかし、この分野にはマンガ単行本が含まれることから、趣味的な範囲での利用が含まれていた(そして個人の動向で変わりやすい)ためと思われる。

2004年度の一般学外者数(登録者数)は3,658名であった。1999年11月現在1,658名<sup>7)</sup>であったことからすると、倍以上に増えている。表1にあるように1999年前後の学外者貸出件数が多かったことと登録者数の増加もまたある程度連動しているものと思われる。

ただし、これまでは登録者の有効期限を定めていなかった。趣旨・理由については後述するが、2004年度の途中から有効期限を1年度(登録年度内有効)と改めたので、登録者数のカウント方法が変わり、今後ある程度減少することが予想される。

## 6. あいのみ文庫の利用状況

あいのみ文庫の利用状況は表3のとおりである。

これも一般学外者と同様、初年度および2年目にまず利用・登録が集中している。以降ゆるやかな減少を続け、1995年度には延利用人数(貸出実績より算出した数であり入館者数ではない)、貸出数ともに最低を記録している。これはひとつには少子化の影響が大きい。あいのみ文庫の利用者は乳幼児から小学4年生(10歳)くらいまでである。1980年代の後半から急速に進んだ少子化の流れの中で、文庫への新規登録者数が減少していったのも、やむを得ないところがあったといえよう。

しかしそこからは徐々に盛り返し、2004年度には利用人数が1990年度以来1,500人を超えた。これは少子化の流れに逆行するものであり、ひとえに文庫スタッフの尽力によるものであるといえる。特に近年は人形劇やおはなし会、コンサートといった地域の児童文化活動に文庫が関与するなど、当館の外で文庫の活動が紹介されることも少なくなく、地域から再度注目されている結果といえよう。

表3 あいのみ文庫利用統計

年度	開庫日数	新規登録数	利用人数	一日平均人数	貸出冊数
1982	35	413	3,264	93.3	10,500
1983	37	158	4,199	113.5	12,700
1984	36	99	3,054	84.8	9,200
1985	35	85	2,468	70.5	7,500
1986	40	99	2,426	60.7	7,278
1987	43	140	2,486	57.8	7,584
1988	40	59	1,820	45.5	5,656
1989	38	68	1,690	44.5	5,459
1990	39	53	1,519	38.9	4,849
1991	39	55	1,143	29.3	3,731
1992	39	39	829	21.3	2,734
1993	38	37	790	20.8	3,827
1994	33	46	751	22.8	3,481
1995	34	51	686	20.2	3,264
1996	35	68	863	24.7	4,048
1997	39	96	1,105	28.3	5,167
1998	37	50	989	26.7	4,150
1999	38	93	1,425	37.5	5,818
2000	38	90	1,490	39.2	5,277
2001	36	98	1,362	37.8	5,117
2002	37	74	1,411	38.1	5,639
2003	37	104	1,497	40.5	6,372
2004	36	92	1,504	41.8	6,713

### 7. 運用上の課題・問題点と対策

ここまでで述べてきたように、単純に数値的な面からいえば文教大学越谷図書館における学外者への開放は大盛況であるという結果を読み取ることができる。

しかし、数値に表すことができない運用上の課題や問題点も決して少なくはない。

ひとつは、「利用の競合」の問題がある。表2で示したように、一般学外者の資料利用傾向は学生の利用傾向と大部分において重なっているという点である。これは先述したように、地域の公共図書館ではまかなえない専門的資料群を提供する、という趣旨に沿ってはいるものの、実態として「近隣地域または沿線に在住する他大学の学生」による貸出が決して少なくない。たとえば、大学の定期試験・レポートの時期や卒論時期に本学学生（つまり本来利用者）が必要とする文献が他大学学生の同様の要求に

よって提供し得ない、という事態を少なからず引き起こしているということがある。ただ単に借り出されているだけであれば、返却期限内に戻ってくるのだからさほど大きな問題にはならないが、関連する第二の問題として「延滞」が挙げられる。延滞は利用者属性を問わず発生するものであり、1日～数日程度の短期間（軽度）の遅延から、1週間単位のもの、あるいは悪質な長期延滞まで様々である。一般学外者の場合に多いのは、1週間単位のものである。一般学外者は週のある特定の曜日（特に土曜日）に定期的に来館するというパターンの人が多く、貸出期間が2週間（雑誌は1週間）であるから、返却し忘れると次の来館まで返却しない、ということが起こるのである。長期延滞についての問題は様々であるが、なかでも転居によるものについては回収不可能に陥るものも少なくない。特に他大学の学生が卒業した後は連絡先をその所属大学に問い合わせるわけにもいかず、督促連絡ができないということもし

ばしばある。

第三の問題は「目的外利用」である。当館のポリシーがこれまで述べてきたように「市民にも開かれた図書館」である以上、敷居を高くすることは意識的に避けてきた。受験生による座席占有はある程度回避しえてはいたが、司法試験など、社会人による資格取得のための「物理的な勉強場所」としての座席占有・資料占有については外見上で判断しがたいため、実質的に放置の状態が続いていた。中には、六法全書を常に使用したいがため利用頻度の低い書架に隠しておくという悪質な例まであった（職員が発見し嚴重に注意した）。それ以外にも、持ち込んだ資料で試験勉強をする利用者は後を絶たないが、机の上に広げている資料が本学図書館のものであるかそうでないか容易には判断がつかないため声をかけるわけにもいかず、「野放し」になっていた。

第四の問題として、「利用者情報の管理」の問題がある。当館は1997年4月に図書館システムを導入したが、このとき過去1年程度の期間に利用実績がある一般学外者をデータとして投入した。それ以前の登録利用者で実績のなかった一般学外者は、来館時にデータを確認し、その都度利用者データとして登録していったが、その数はさほど多くない。先述した登録利用者数の大半は1996年度以降の累積登録者数といってよい。登録数は倍化し利用も大幅に伸びてはいるが、住所等連絡先の確認については自己申告に任せられていたため、督促連絡が行き届かないということもあった。

そして「利用者の意識」という問題がある。一般学外者の大半はごく普通に図書館サービスを楽しんでいるが、一部、公共図書館と混同して蔵書構築への要求（自分が読みたい本が置いていない）をする利用者や、「サービスを受けるのが当然」という態度をとる利用者が存在する。それが当館の明らかな過失に起因することであればもちろん甘受することではあるが、中にはあからさまに「蔵書の不備」を主張するような利用者も存在するし、他大学の学生には、自分の大学の図書館と同様に考え、借り出した資料の延滞が常習化する利用者もいる。また、本学学生とのトラブルも皆無でない。特に静寂さ・座席占有をめぐるトラブルでは、近年傷害未遂事件も発生しており（当該利用者には館長名をもって無期限の利用停止処分を下した）、あらたな図書館運営上の問題点をも突きつけられている。

図書館としては、これらを少しでも緩和するためにいくつかの対策をとった。

まず「資料の利用競合」の緩和については、重点

収集しているコレクションである教科書（文部科学省検定教科書）について、特に教育実習の準備時期などに利用が競合することがあったことから、規程の改正を機に一般学外者への貸出の制限対象とした。また、参考図書は日常的に利用が集中するため（学生ほか学内利用者には1週間の貸出を行っている）、同様に制限対象とした。これらについては、いまのところ苦情などは寄せられていない。

次の「延滞」については、学内利用者による延滞も常習化しており督促数も相当にのぼるため、2005年度より延滞罰則（7日を超えて延滞した場合、返却後より1週間の貸出停止ペナルティ）を課し始めた。これによりどの程度延滞が減少するか効果のほどは容易には判断できないが、頻繁に図書館を利用する者にとっては影響のある罰則であるだけに中長期的には効果が出るものと考えたい。

そもそも「利用の競合」「延滞」の2点については、他の課題や問題点に比べると担当者の問題意識はそれほど高くはない。競合については発生することを承知で学外開放していることであるし、ある程度は織り込み済みのものである。また、延滞については学外者よりも学内利用者の延滞の方が件数としては圧倒的に多く、対策は主に学内利用者への対応に付随する形でとられたものである。

いっぽう「目的外利用」については、2004年9月に入退館管理システムとゲートの設置で未登録入館者を遮断するという仕組みを備えたことにより、「こっそりと」入って座席を使用する入館者（利用者とは言いがたい）はいなくなった。また、登録に際して記入する申込書で利用目的（関心のある分野）を問うことにより、明らかな目的外利用（「試験勉強のため」など）についてはお断りができるようになった。また、ゲートの設置により2002年度から頻繁に発生した館内での財布・荷物類の盗難についてはその後1件も発生しなくなった。カメラなどの防犯設備を備えていないことから安易に断定することはできないが、これら盗難事件の数々は学外者になりすました侵入者によるものと思われる。これは当館の「敷居が低い」ことを悪用されたケースといえよう。

また、入退館管理システムが導入されたことにより利用登録ただけで実績のない利用者を定期的に無効化できる仕組みが整った。一般学外者の利用期限は当該年度にとどめ、次年度の来館時に更新手続きをとることになる。このとき、住所等登録事項の再確認をとれるため、年単位ではあるものの利用者情報を定期的に更新することが可能になった<sup>8)</sup>。

利用者の意識の問題については、問題の性質上明



確な対応策はとりようがない。利用者への対応について図書館スタッフの見解を統一し、クレーム等が発生した際には本学図書館の公開の趣旨説明を責任もって果たす、蔵書構築方針を明文化し公表する、など根本的な次元での積み重ねが重要になってくるというのが現在の担当者の認識である。

いっぽうあいのみ文庫に関していえば、一時の減衰を覆す勢いで利用を伸ばし、また地域社会からいっそうの評価を得ている。ここにあって問題点を挙げるとすれば、当館の専任職員と文庫との関わりが希薄であるという点にある。新館開館当初文庫の運営を担当（兼務）していた元館長補佐の川上蓉子は、「当初、文庫の運営は職員、学生、母親の三者の共同運営を考えていた。しかし、現実には不可能であった。文庫活動は、大学図書館とは相いれない決定的な要素をもつ。たずさわるスタッフに地域に根ざす積極的な意識が何よりも必要なのである<sup>9)</sup>」と述べている。確かに大学図書館における利用者サービスのあり方と、児童に密接に連携したサービス（当初のあいのみ文庫が志向していたであろう機能）のあり方は、確かに根本的に異なっている。この双方を兼務することはよほど柔軟に対応ができる人であり、また学際的領域と児童文化領域の双方に関心と造詣が深い人でないと相当に困難であろう。結局はどちらかに重点を置かざるを得ず、大学図書館本来の目的を果たすことを優先にすればどうしても「二の次」になってしまう。現実には当館で文庫の運営に携わっているのは非常勤職員であり、十数年にわたってその状況は変わっていない。しかし、将来の文庫と当館との関係を考えれば、運営への直接参加でなくても事業支援のための体制を何らかのかたちで整備する必要があるだろう。

なお、専任職員が直接の運営に携わらなくなって以降は館長補佐が定期的に、また必要に応じて文庫担当者と連絡・相談している。

## 8. 市立図書館との相互協力

当館の学外者開放についてもうひとつ特筆すべきこととして、越谷市立図書館と当館との間に相互協力に関する協定が結ばれているという点がある。これは1987年12月に成立したものであり、資料の相互協力について協力することが定められている。

地域住民の読書要求や生涯学習に寄与することを目的としている公共図書館との協力連携はそれぞれの機能を補い合うという点において不可欠のものであり、資料の相互利用にとどまらずそれぞれの図書館利用者に対する相互の図書館の紹介や利用の案内

も実際行われている。

円滑に協力するための体制としては、数年に1回程度、両館の職員の打ち合わせ会が設けられている。

しかし、残念ながら「形のある」サービスとしてはまだまだ改善の余地が少なくはない。特に学際的情報を必要とする一般学外者が当館を利用するいっぽうで、本学の学生の一般教養的、あるいは趣味娯楽要素のある資料の要求についてはどうしても公共図書館を頼らざるを得ず、当館からの借受点数も少なくはない。しかし、ブックモビルなど（大学との）定期的な連絡手段を持っておらず、事前連絡のうえ市内在住の職員が直接来館で借受や返却を行っているのがほとんどであり、改善の余地は確かに存在している。

OPACが公開されてからはそれぞれの館の資料への要求もいっそう高くなった。今後の利用増を考えればいっそう連携を強化する必要もあり、たとえばこの打ち合わせなどはもう少し頻度を高くしてもよいと思われるし、図書館間の実務レベルだけでなく必要に応じて大学当局などをも交えた行政レベルでの懇談なども可能性として挙げられよう。

## 9. おわりに

現在の当館における学外開放は20年以上続いた事業を「当たり前のように」継承している状況にある。日常的な業務や利用者対応の場面から先述のような各種の問題・課題が浮き彫りになってきているわけだが、各種の問題に対する対策も日々の業務の中で、本来利用者の問題への対策とほぼ同次元で議論される。結果として、それらの対策——たとえばゲートの設置や一部資料の利用制限は、新館開館以後20年かけて築き上げてきた「開かれた図書館」像に大なり小なりの枷としてあてがわれることになってしまうわけだが、本来利用者との利用競合や権利意識の強い一部利用者の行動を目の当たりにしても、当館では学外開放を取りやめようという議論は発生しない。これは新館開館ときに議論された「大学図書館の地域社会に対する役割」をめぐる理念が、20年という長い時間をかけて図書館職員に深く浸透していった結果であろう。

当館の学外公開の意義やそれがもたらしたものについて、過去歴代の職員（特に責任ある立場の者たち）が述べてきたことを本稿ではごく簡潔に紹介した程度にとどめたが、では「今後どうするのか」と言われるとおそらく当館では明確に「こうしたい」というビジョンは簡単には出ないだろう。なぜなら先述したように、当館にとって学外開放はもう当然



の業務として位置付けられているためである。常識的に考えればこの先の選択肢としては「継続」があり、そこに「発展」と「見直し」の余地が出てくる。「見直し」については問題点に対する対策がいくつか発生している。「発展」については貸出期間の延長など、いくつかの改善がある。しかしそのいずれも本来利用者へのサービス改善に付随したものであり、特別学外者を意識したものではない。

新館開館当時の館長補佐であった松田上雄はこう述べている<sup>10)</sup>。

「公開してまだ1年、すべてが手さぐりであり、その利用状況がどういふ結果を持つのか、どんな意味があるというのか、実のところははっきりとしない。本格的な活動はこれからであり、1年で評価を下すのは早い。私たちが願いとすところは、まだまだ遠く、息の永い道のりになることであろう。」

学外公開の先陣を切った松田の述懐を、20年後のわれわれはどう受け止めればよいのだろうか。定着したことをもって事業の成功という評価を下せばよいのか、今後さらに広がっていく生涯学習への要求に対し、いっそうの拡充展開をしていくのか。

大学図書館の学外開放が珍しくなくなった今日であるからこそ、われわれも一度足跡を振り返る時期が来たのかもしれない。

## (参考資料)

文教大学越谷図書館学外者等利用規程

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この規程は、文教大学越谷図書館利用規程第2条第3項に基づき、本学卒業生、退職教職員及び学外者（以下「学外者等」という。）の利用申込資格、利用条件その他必要な事項について定める。

#### (利用制度)

第2条 文教大学越谷図書館（以下「図書館」という。）は、次の二つの学外者等利用制度を設ける。

- (1) 一般学外者等利用制度
- (2) あいのみ文庫

### 第2章 一般学外者等利用制度

#### (目的)

第3条 図書館は、広く社会の成員の生涯学習に寄与するため、その機能を一定条件を満たした学外者等に提供する。

#### (利用申込資格)

第4条 図書館を利用できる者は、次の条件を満た

した者とする。

(1) 満20歳以上であること又は専門学校以上の高等教育機関に在籍していること

(2) 調査又は研究を目的としていること

(利用者証)

第5条 図書館の利用を希望する者は、学生にあっては学生証、それ以外の者にあっては名前と住所を証明できる物（健康保険証など）を提示して利用を申し込み、利用者証の交付を受けなければならない。また、利用の申し込みにあたって求められた場合は、年齢を証明できる物を提示しなければならない。

2 入館に際しては、必ず利用者証を携行し、提示を求められたときはこれを提示しなければならない。

(貸出し)

第6条 利用者証の交付を受けたものは、資料の貸出しを受けることができる。

2 同時に貸出しを受けることができる冊数は10冊までとし、期間は2週間とする。

3 大学の長期休暇前の貸出条件については、その都度定める。

(貸出しの制限)

第7条 学外者等は、次に掲げる資料を借り出すことはできない。

- (1) 現行の小学校及び中学校教科書
- (2) 指定参考書
- (3) 参考図書及び新着雑誌
- (4) その他特に教員、学生の利用度の高い図書  
(利用日時の制限)

第8条 図書館は、期末試験期間中など特定期間の学外者等の利用を禁ずることができる。

2 学外者等の利用日時を制限する場合は、あらかじめ掲示するものとする。

(利用資格の抹消)

第9条 図書館長は、学外者等が、文教大学越谷図書館利用規程、この規程及び館内諸掲示の注意事項を遵守しない場合、利用者証を返納させ利用資格を抹消することができる。

### 第3章 あいのみ文庫

#### (目的)

第10条 地域の子ども達の読書活動と文化の向上のため、図書館にあいのみ文庫（以下、「文庫」という。）を置く。

#### (活動内容)

第11条 文庫は、地域の子ども達に対し図書館の児童書の貸出しを行う。

2 前項に定めるもののほか、文庫は、読み聞かせ

やお話など子どもの読書に関わる諸活動を行う。

(開庫日時)

第12条 文庫の開庫日時は、大学の授業及び試験期間中の木曜日の午後2時から5時までとする。ただし、大学及び図書館の事情により臨時に閉室又は開室することがある。

(利用申込資格)

第13条 文庫の利用ができる者は、原則として次の条件を満たしたものとする。ただし、館長が特に認めた者はこの限りでない。

(1) 越谷市及び近隣に在住していること

(2) 小学生以下であること

(利用手続)

第14条 文庫の利用を希望する者は、利用申込を行い、文庫利用者証の交付を受けなければならない。

2 利用申込は、本人又は保護者が行う。

3 入館に際しては、必ず文庫利用者証を携行し、提示を求められたときはこれを示さなければならない。

(運営)

第15条 文庫の日常の運営は、文庫運営メンバーによる。

2 文庫運営メンバーは、地域及び学生のボランティアにより構成する。

3 文庫の運営に関する重要事項は、図書館運営委員会に諮り、その承認を得なければならない。

(利用範囲)

第16条 文庫利用者の利用できる資料の範囲は、原則として児童室に配架されている資料とする。

2 児童室以外に配架されている資料の利用を希望する場合は、文庫運営メンバーに申し出るものとする。

(貸出)

第17条 文庫利用者証の交付を受けたものは、資料の貸出しを受けることができる。

2 同時に貸出しを受けることができる冊数は5冊までとし、期間は1週間とする。

3 大学の長期休暇前の貸出条件については、その都度定める。

#### 第4章 雑則

第18条 この規程の改廃は、図書館運営委員会の議を経て館長が行う。

#### 附則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、文教大学越谷図書館市民利用細則及びあいのみ文庫規則は、廃止する。

#### 注および参考文献

- 1) 1998年頃から、図書館関係雑誌や生涯学習関係の雑誌で「大学図書館の地域開放」に関連した記事や小特集を散見することができる。
- 2) これらの経緯は 松田上雄. 文教大学図書館の市民公開と子ども文庫. 大図研論文集. 10. 1983, p. 1-14 および 松田上雄. 文教大学越谷図書館の公開 - 6年を経過して. 図書館雑誌. Vol.82, no. 10. 1988, p.643-645 に詳しい。
- 3) 川上蓉子. 大学図書館の市民開放を考える：文教大学越谷図書館の経験をふまえて. 図書館雑誌. Vol. 87, no. 3. 1993, p. 169-170 によると、当時市民開放をしていたのは「福岡女子短期大学、名古屋市立女子短期大学、静岡女子短期大学、神戸商科大学、姫路工業大学の5校に過ぎない」とある。
- 4) 2001年(平成13年)「文教大学越谷図書館学外者等利用規程」の施行に伴い、「～市民利用細則」は廃止された。
- 5) 松田, 大図研論文集, 前掲2)
- 6) 戸田あきら. 地域開放を前提とした大学図書館～文教大学越谷図書館の事例～. 生涯学習空間. Vol. 4, no.4. 1999, p. 32-37
- 7) 戸田, 前掲6)
- 8) 2005年11月現在、有効になっている利用者(2005年度に新規登録した利用者および年度中に来館・登録更新した利用者)の数は624名となっている(うち越谷市内在住者318名, 市外在住者306名)。システムに登録されている学外者の数が約3,700名であるから、日常的に来館しているのは2割未満ということになる。
- 9) 川上, 前掲3)
- 10) 松田, 前掲5)

<2005.11.30 受理 ふじくら けいいち 文教大学越谷図書館司書>

**FUJIKURA Keiichi**

**“Services for Citizens” at Bunkyo University Koshigaya Library**

**Abstract:** Bunkyo University Koshigaya Library used the opportunity of the opening of its new library in October 1981 to open its doors to external users as well. At that time it was a bold and innovative move, but now that twenty years have passed it has become commonplace. This paper provides an overview of the history, significance, and issues relating to providing an open door service. Furthermore, it introduces the operations of Ainomi Bunko, a children’s collection, that is also maintained by the library.

**Keywords:** Bunkyo University Koshigaya Library / Ainomi Bunko / External Users / Open Door Policy / Services for Citizens / Children’s Collection